

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 テレビ共同受信施設組合の施設更新に係る支援制度の創設について</p> <p>本町では、昭和48年からテレビ難視聴対策事業に取り組み、各地区のテレビ共同受信施設組合の施設整備に対して支援をしてきたところであります。</p> <p>広大な面積を有する本町は、テレビ共同受信施設組合数が63組合にも及び、NHKと共同で施設を維持・運営している組合が16組合、自主共聴組合が47組合となっております。中でも、自主共聴組合の施設の多くは設置から20年以上経過し更新時期を迎えているものの、伝送路長が長いことに加え、組合員数も減少していることから、組合独自で多額の更新費用を負担することは困難な状況にあります。</p> <p>この改修費用は、町全体で5億円以上が見込まれておりますが、良好なテレビ視聴環境を維持していくため、平成26年度から町単独支援の事業化に踏み切ったところであります。</p> <p>つきましては、これらの事情を御賢察いただきまして、県といたしましても、テレビ共同受信施設組合の施設更新に係る支援制度の創設について、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>テレビ共同受信施設組合の施設更新は全国的な課題であり、これまで、全国知事会や全国都道府県情報管理主管課長会を通じ、国に対し、維持管理費に対する新たな支援制度の創設や、維持管理費を地元自治体が支援する場合の地方財政措置について要望してきたところです。</p> <p>平成29年度予算については、県単独で要望を行ったほか、全国知事会でも要望する予定となっております。</p> <p>今後も、市町村と連携し、県内のテレビ共同受信施設組合の実情の把握に努めるとともに、引き続き、国に対し支援制度の創設について要望していきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 済生会岩泉病院の医師確保について</p> <p>過疎地域における医療の確保は、住民の健康と福祉、さらには地域の活力全般にとって重要な課題であります。</p> <p>本町においては、へき地医療拠点病院に位置付けられている済生会岩泉病院が一般診療、救急診療、在宅訪問診療のほか、児童生徒の健診から予防接種と地域医療のすべての役割を担っておりますが、慢性的な医師不足により、大学病院や県立病院から年間延べ 800人を超える医師派遣に頼っているのが現状であります。また、臨床研修義務化などにより、大学に集中する傾向にあり、地方においては一層、医師の確保が困難となっております。</p> <p>このような中、本町では医師奨学生 2名を養成しておりますが、当面研修を重ねることで、地元勤務に至っていないことから、地域医療の維持が極めて難しい状況にあります。</p> <p>県におかれましては、県内の医師確保対策に力点をおき、一定の成果が上がっておりますので、今後過疎地域の医療の充実に視点を置いた取り組みを期待しているところであります。</p> <p>つきましては、これらの事情を御賢察いただきまして、済生会岩泉病院がへき地拠点病院として十分な医療体制が取れるよう、医師の確保につきまして、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p>なお、現在、県から済生会岩泉病院に医師が派遣されておりますが、今後におきましても継続して派遣くださいますよう、併せてお願い申し上げます。</p>	<p>県では3つの奨学金医師養成事業及び自治医科大学医師養成事業で養成した医師については、地域の状況を踏まえ各病院等に配置していますが、県内の医師不足は深刻で、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にあります。</p> <p>このような状況の中、済生会岩泉病院からの内科医師の派遣要望を踏まえ、平成22年度から自治医科大学卒業医師を派遣するなど、積極的な支援に努めてきたところです。</p> <p>県としては、引き続き全県的な医療の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しながら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努めていきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 有害鳥獣による被害防止対策及び個体数の適正管理について農作物に対する鳥獣被害防止対策は、ツキノワグマに対する電気牧柵の導入補助を進めてきておりますが、シカによる農作物被害も多く報告されており、特にも、町の特産物である畑わさびと果樹への被害が多く、今年度の収入が半減しそうな農家も出てきております。</p> <p>今後もシカによる農作物への被害は増加すると考えられることから、シカ防護網等設置事業補助金について、予算の拡大と補助額にかかる基準額の増額をお願い申し上げます。</p> <p>有害捕獲には、地元猟友会の協力が必要不可欠ですが、会員の減少と高齢化が進んでおり、負担となっている免許取得費用や有害捕獲に要する費用を町で支援しているところです。</p> <p>これらの有害捕獲は公益性が高いことから、有害捕獲に従事する狩猟者の狩猟免許や銃の所持許可への支援など、有害鳥獣被害への対策及びニホンジカの生息頭数の把握と具体的な捕獲方法、放射能汚染や捕獲処理について、県内で一体的な対策を講じるとともに、個体数の調整をより一層推進いただきますよう、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>(農業振興課)</p> <p>本県の野生鳥獣の農作物被害は甚大であり、特にニホンジカによる被害が全体の過半を占める状況にあります。</p> <p>このため県では、昨年度、指定管理鳥獣捕獲等事業を創設し、複数の市町村による一斉広域捕獲に取り組むなど、ニホンジカの捕獲対策を強化しているところです。</p> <p>また、侵入防止柵の設置については、シカ防護網等設置事業に加え、国庫事業である鳥獣被害防止総合支援事業でも支援していることから、活用の検討をお願いするとともに、国に対して、引き続き、取組を進めるための十分な予算の確保を、要望していきます。</p> <p>(自然保護課)</p> <p>1 本県の農作物被害額の過半を占めるニホンジカの捕獲の強化に向けた取り組みとして、狩猟期間の延長や捕獲頭数上限の撤廃等の規制緩和を実施するなど狩猟期間中による捕獲を促進するとともに、複数の市町村による一斉広域捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組むことによる捕獲を強化しています。</p> <p>また、近年ではイノシシによる農業被害等も発生していることから、昨年度に引き続き生息状況調査を行うとともに、本年度は捕獲にも取り組みます。</p> <p>さらに、地域ぐるみの捕獲体制整備の誘導・支援についても継続して取り組んでいきます。</p> <p>なお、国に対し「指定管理鳥獣捕獲等事業」や「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、必要な財政支援を継続・拡充するよう国に要望しています。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部、農林部</p>	<p>B</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 有害鳥獣による被害防止対策及び個体数の適正管理について農作物に対する鳥獣被害防止対策は、ツキノワグマに対する電気牧柵の導入補助を進めてきておりますが、シカによる農作物被害も多く報告されており、特にも、町の特産物である畑わさびと果樹への被害が多く、今年度の収入が半減しそうな農家も出てきております。</p> <p>今後もシカによる農作物への被害は増加すると考えられることから、シカ防護網等設置事業補助金について、予算の拡大と補助額にかかる基準額の増額をお願い申し上げます。</p> <p>有害捕獲には、地元猟友会の協力が必要不可欠ですが、会員の減少と高齢化が進んでおり、負担となっている免許取得費用や有害捕獲に要する費用を町で支援しているところです。</p> <p>これらの有害捕獲は公益性が高いことから、有害捕獲に従事する狩猟者の狩猟免許や銃の所持許可への支援など、有害鳥獣被害への対策及びニホンジカの生息頭数の把握と具体的な捕獲方法、放射能汚染や捕獲処理について、県内で一体的な対策を講じるとともに、個体数の調整をより一層推進いただきますよう、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>2 有害捕獲に従事する狩猟者への支援としては、平成27年度から、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者については狩猟者登録に係る狩猟税は非課税に、有害鳥獣捕獲の従事者については、1/2となる等の措置等がとられています。</p> <p>また、有害捕獲の担い手となる狩猟者の確保及び育成の観点からの支援として、狩猟免許試験の予備講習会を受講料無料で開催するとともに、平成26年度から、「捕獲の担い手研修会」を受講料無料で開催し、新規狩猟者の確保とともに、狩猟初心者の技能向上についての支援にも取り組んでいます。</p> <p>3 出荷制限の対象となっている野生鳥獣肉について、他県では、全頭検査体制を整備することにより出荷制限の一部解除がなされている事例がありますので、食肉加工施設を設置する構想がある場合は、国への出荷制限一部解除に向けた取り組みを支援していきます。</p> <p>なお、検体量確保が困難な野生鳥獣肉などについては、地方自治体等による実態に即した検査の結果を踏まえたより現実的な解除要件とするなど柔軟に対応するよう国に要望しており、今後も機会を捉えて要望して参ります。</p>			

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」における予算の拡充について</p> <p>本町は、平坦地に恵まれず耕地面積が少ない上、狭小な農地が多いことから、多品目複合型の農業経営を確立するため、宮古管内の広域振興作物であるピーマンや冷涼な気候と広大な林間地を有効に活用した畑わさびの生産振興に取り組んでいるところであります。</p> <p>畑わさびについては、生産額を2億円に到達させるべく、若手生産者が中心になり、生産拡大に取り組んでいるところでありますが、これら作物の生産振興のための基盤整備・生産管理用機械整備・生産施設整備については、「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」の活用によるところが極めて大きいものであり、本町における園芸作物を中心とする農業振興対策には不可欠な事業であります。</p> <p>つきましては、係る実情を御賢察いただき、平成29年度以降においても同事業の予算確保と拡充について、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>本県の農業振興につきましては、各地域の特性を生かした生産活動を、地域農業マスタープランとして推進していくことが重要であると考えております。</p> <p>こうしたことから、平成29年度以降も地域農業マスタープランに掲げる中心経営体の育成・確保に重点化を図り、引き続き、担い手育成や産地拡大等に向け必要となる機械・施設の整備を行うことのできる事業として、他の国庫補助事業も含めた予算の確保に努めて参ります。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B
<p>5 農業の担い手支援について</p> <p>本町における農業後継者対策は、酪農、畜産、果樹、畑わさび等を中心に、Iターン・Uターンによる就農の芽が出始めてきたところです。</p> <p>今後においても、就農するための基盤が整備されている必要があり、不安なく農業後継者となるため、一定期間の「お試し就農体験」により、就農に対する強い意識付けを行ったうえで、青年就農給付金の準備型により先進農家等で研修を行い、生産技術と経営を習得し、経営開始型へ移行する一連の流れが必要であると認識しております。</p> <p>本町では、畑わさびによる農業経営者の育成に力を入れてまいりたいと考えておりますが、わさびはメジャー作物ではなく、専門的な技術や知識を有する研修機関等は無く、わさび農家が最良の研修場所であると思われまます。</p> <p>つきましては、多くの就農希望者の就農体験、農業実習が行われ、多数の就農者を生み出すためにも、農家が農業体験、農業実習生を受け入れる体制の整備と支援強化について、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p>また、県においては、国の給付金以外である農業体験に対する支援について、併せてお願い申し上げます。</p>	<p>農業次世代人材投資事業（平成28年度までは青年就農給付金事業）準備型の対象となる新規就農者の研修受入れ経営体への支援については、昨年度、「新規就農者研修体制強化事業」が創設されたところですが、就農前の体験希望者の受け入れに対する支援制度は無いため、県では、国に対して、全国知事会を通じて、受け入れ農家等への支援施策の創設を引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、農業体験を希望する者への支援については、岩手県農業公社において、農業インターンシップや短期農業体験研修を実施していますので、活用願います。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 遊休農地の流動化に対する支援について</p> <p>農地の遊休化は、全県的な問題であり本町だけの課題ではないと認識しておりますが、要因の一つとして高齢化による耕作放棄があると考えます。</p> <p>本町においては、引き続き遊休化している農地を耕作地とするよう地権者や耕作者に働きかけていくこととしておりますが、農業後継者の不足や農地の貸借の問題等により、進んでいないのが実情です。</p> <p>また、農地の集約についても、農地中間管理事業により実施しているところであり、農家に対し積極的に踏み込んだアプローチが必要であることも承知しているところです。</p> <p>つきましては、農業後継者の育成に不可欠な農業技術者の養成及び派遣、きめ細かな農地中間管理事業の推進に必要な専従者の養成及び派遣について、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p>また、国に対し農地中間管理事業の推進が図られるよう、要件の見直し等の要請についても併せてお願い申し上げます。</p>	<p>耕作放棄地（遊休農地）対策については、国の制度を活用し、市町村・関係団体等と連携した取り組みを進めており、農地再生あるいは集積後における栽培技術・経営指導等について、普及センターを中心として支援しているところです。</p> <p>県では、引き続き、市町村毎に設置されている地域耕作放棄地対策協議会の取組を支援していくこととしています。</p> <p>農地中間管理事業については、岩手県農地中間管理機構（県農業公社）において、農地貸借のマッチングを行う農地コーディネーターを宮古管内にも配置しているほか、県においても「市町村支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであり、今後も制度の周知や、事業活用に向けた地域の話し合いの支援などに取り組んでいきます。</p> <p>また、農地中間管理事業の推進が図られるよう、予算の十分な確保について、引き続き国に対して要望してまいります。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B
<p>7 畑わさびの農林水産統計での位置づけの整理について</p> <p>農林水産統計上、わさびは特用林産物に位置付けられ林野庁所管作物とされておりますが、栽培の実情は林間地内で肥培管理され、定植から出荷まで通常の野菜類と同じく毎日手をかけている作物であります。</p> <p>岩手県においては、畑わさびは野菜類として農政担当部署が所管し、本町でも農政サイドの支援をもらい生産振興に取り組んでおります。一方、国においては特用林産物の位置づけから、農政サイドの支援を受けることができない場面が生じております。</p> <p>つきましては、わさびの栽培から加工、流通までを検証いただき、野菜としての位置づけとするよう国に対する働きかけについて、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>本県の農業振興につきましては、各地域の特性を生かした作物の生産活動を推進していくことが重要であると考えております。県ではこれまで「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」等によって、畑わさびの圃場整備や機械・施設導入を支援するほか、農業改良普及センターが中心となって栽培技術の指導等も行ってきたところです。先般、貴町より要望のありました、国庫補助事業を活用した畑わさび関連施設・機械の整備につきましては、農林水産省より特用林産物として林業振興関連事業の活用が妥当であると整理されたことから、「岩手県森林・林業再生基盤づくり交付金事業」の活用を念頭に支援を行っていくこととしております。</p> <p>なお、畑わさびを野菜として生産販売している地域の実情を踏まえ、農林水産統計上の取扱にこだわらず生産支援ができるよう国に引き続き要望して参ります。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 安家川におけるサクラマス増殖体制について</p> <p>安家川は、自然形態が保たれ、カワシンジュガイが生息する清流として全国的に有名な原始河川でしたが、平成4年、サクラマスの増殖を目的に安家川河口付近に、遡上する魚を蓄養池まで自然に誘導する「ウライ施設」が設置され、施設設置以後、安家川上流へのサクラマスの遡上は大幅に減少し、原始河川（自然）としての魅力が損なわれ、これに伴う釣り客の減少は安家川漁業協同組合の経営圧迫にもつながっています。</p> <p>また、安家地区住民にとってもサクラマスの減少は地域振興や地域風土上、大きな関心ごとであり、従来の安家川の姿を望む声が絶えず聞かれます。</p> <p>本町としてもサクラマス増殖研究の必要性は認めるものの、自然遡上による天然増殖も水産振興施策上、極めて重要であると考えます。</p> <p>つきましては、増養殖に必要なサクラマスの適正な尾数を把握するとともに、安家川の上流にまでサクラマスが遡上するよう、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>サクラマスは、漁獲量の少ない春から初夏にかけて漁獲される貴重な漁業資源であることから、県では業界関係者と協力して調査研究に取り組んできたところです。この間、種苗生産方法や放流方法の見直しを行ってきた結果、安家川近隣の野田村漁協地方卸売市場では、サクラマスの漁獲量が近年約2倍に増えるなど、一定の成果が得られているところです。また、サクラマスは内水面漁業においても、遊漁対象種として人気が高く、内水面漁業協同組合連合会からも資源造成の要望があることから、県としても重点施策として、サクラマスの資源造成に取り組むこととしています。</p> <p>県では、サクラマス資源造成においては、自然産卵の状況を把握しながら、より増殖効率の高い人工ふ化放流を行うことが重要と認識しており、そ上系親魚が確実に確保できる安家川を拠点河川と位置付け、安家川で生産されたそ上系サクラマス稚魚と、これから池中継代された稚魚を県内の河川に放流することとしています。</p> <p>平成27年度は6月25日に安家川上流へ4,000尾、28年度は7月12～13日に安家川支流年々沢へ耳石温度標識を施した稚魚6,000尾を放流し、その後の移動及び成長や河川回帰率を調査することとしています。加えて、27年度には、サクラマスの自然産卵の状況を把握するために産卵床調査を行ったところ、安家川上流から河口にかけて98ヶ所の産卵床を確認しており、28年度は元村から上流で37ヶ所（前年同地区57ヶ所）の産卵床を確認しております。</p> <p>資源造成に必要なサクラマスの尾数については、自然産卵の実態や春・秋そ上親魚のバランスを踏まえて、適正な尾数の把握に努めて参ります。</p> <p>また、安家川上流へのサクラマスのそ上については、平成9年の安家川漁協及び下安家漁協等の確認事項により、ウライ施設で一定の捕獲数を超えた場合には上流に再放流することとなっており、18年度には上流への再放流が実施されています。</p> <p>安家川におけるサクラマス資源の造成と利用に関しては、何よりも安家川漁協と下安家漁協がお互いを理解し、両者が協力していくことが重要ですので、県としては、今後とも両者間の調整を図りながら資源の効率的な造成と有効利用に向けた取組みを推進していきます。</p>	沿岸広域振興局	水産部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 畜産獣医師の配備について</p> <p>本町の畜産農家を診療していた共済組合獣医師は、平成19年をもって退職し、現在は退職者の開業による診療に頼っておりますが、開業医の高齢により、今後の診療が継続できるかどうか危ぶまれており、畜産農家も不安を抱えている状況にあります。</p> <p>共済組合は平成27年4月1日の統合により県下1組織の体制となっておりますが、統合前から本町への共済獣医師の配置のお願いしてきているものの、依然として共済組合獣医師の配置のめどもたっておりません。</p> <p>つきましては、共済組合獣医師の配置について、御指導を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>獣医師の偏在・不足は全国的な問題となっており、県として獣医学生への就職誘致活動や岩手県獣医師会と連携した人材情報バンクの設置など、獣医師確保対策に取り組んでいるところです。平成23年6月に策定した「獣医療を提供する体制を円滑にするための岩手県計画」に則り、引き続き、岩手県農業共済組合連合会をはじめ関係団体と連携しながら獣医師の確保と適正配置に努めてまいります。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B
<p>10 畜産振興対策について</p> <p>本町の基幹産業である畜産業は、酪農及び肉用牛を主体に振興を図っているところでありますが、農家の高齢化等による廃業に歯止めを掛けられずにあります。</p> <p>この高齢化等による生産基盤の縮小によって、現状の生産力を維持することが困難となっており、安定したモノづくりを進めるためには、生産基盤の強化が重要であります。</p> <p>つきましては、事情を御賢察いただき畜産・酪農の振興に関し、下記項目について特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 後継者への後継ぎ支援（基盤整備、就農支援）</p> <p>2 肉用牛生産頭数の維持拡大への支援</p> <p>3 畜産振興総合対策事業（乳用牛群総合改良推進事業）の予算確保</p> <p>4 一時保管している放射性物質8,000ベクレル/kg超え稲わらの処理</p>	<p>1 畜産後継者については、県単独事業（いわて地域農業マスタープラン実践支援事業）や酪農経営支援総合対策事業※1等により、後継者の確保・育成に取り組んでいきます。</p> <p>また、畜産・酪農収益力強化整備特別対策事業※2や草地畜産基盤整備事業※3等により、畜産クラスターの育成や地域の粗飼料基盤の整備等を支援してまいります。</p> <p>2 肉用牛の生産頭数拡大については、肉用牛経営安定対策補完事業※4、県単独事業（家畜導入事業資金供給事業※5・いわて地域農業マスタープラン実践支援事業）により繁殖雌牛導入及び施設・機械整備等の支援を行ってまいります。また、日本短角種の振興については、国の肉用牛肥育経営安定特別対策事業※6における地域算定の実施や肉用牛経営安定対策補完事業※4による放牧地の利用向上や計画出荷対策により、生産基盤の維持・拡大を支援していきます。</p> <p>3 畜産振興総合対策事業（乳用牛群総合改良推進事業）については、乳用牛改良の推進と飼養管理指導により、乳用牛の個体産乳能力向上と乳質改善を図るため、引き続き予算の確保に努めます。</p> <p>4 放射性物質濃度が8,000Bq/kgを超えた農林業系副産物は、放射性物質汚染対処特措法上、指定廃棄物として指定を受けた後、国の責任の下で処理することとなっています。</p> <p>このため、貴町が地域の実情に合わせて現実的な処理が進めることができるよう支援してまいります。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>11 国道340号の整備促進について</p> <p>国道340号は、北上高地を南北に縦断する道路で、陸前高田市を起点とし、遠野市、岩泉町、葛巻町を経て青森県八戸市へ通じる路線であります。</p> <p>当路線は、産業・経済・文化の交流はもとより、防災や地域活性化に極めて重要な役割を担う路線であり、JR岩泉線の廃止により、その役割は一層高まっております。</p> <p>しかしながら、本町の落合から宮古市押角間は、相当区間が未改良の状態にあり、幅員が狭く、急勾配・急カーブの連続で見通しが悪く、冬季間は雪崩の発生が随所に見られるなど交通の安全確保が極めて困難な状況にあります。</p> <p>地域の実情と多面的な効果を十分考慮し、特に当路線区間内にある押角峠工区については、復興支援道路として着手し工事を進めていただいておりますが、平成32年度供用開始に向けて、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>国道340号落合～宮古市押角間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続していることから、整備の必要な区間と認識しています。</p> <p>このうち峠部（押角峠）については、トンネル整備を含めた3.7km区間を平成26年度に事業化し、平成29年度は、トンネル工事や橋梁工事等を進める予定です。早期完成に向けて引続き整備推進に努めていきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>
<p>12 一般県道大川松草線の整備促進について</p> <p>一般県道大川松草線は、一般国道340号の岩泉町大渡地区を起点とし、大川、釜津田を經由して、一般国道106号の宮古市区界に通じる路線であります。</p> <p>当路線は、日常生活はもとより、産業・文化・経済の発展を図る上で地域の重要な路線であるとともに、一般国道106号を經由して内陸と沿岸北部の地域間交流の促進が期待される路線であります。</p> <p>しかしながら、全延長49,500メートルの本路線の改良率は全県下に比べて低い水準にあり、整備が遅れている状況にあります。</p> <p>道路行政を取りまく環境が厳しい中において、平成22年度に大川地区中心部「本町から大広間」の整備に着手されましたことに対しましては、県の御配慮に深く感謝申し上げます。</p> <p>当路線の改良整備の促進は、地域住民の長年の悲願でありますことから、これらの事情を御賢察いただきまして、「本町から大広間」の早期整備が図られますよう、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>一般県道大川松草線の「本町～大広」工区については、平成25年度に事業着手し、平成29年度は道路改良工事を進める予定です。</p> <p>早期完成に向けて引き続き整備推進に努めていきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13 主要地方道及び一般県道の整備促進について</p> <p>主要地方道及び一般県道は、地域住民の通院、通学等の日常生活はもとより、地域の産業振興を図る上で最も重要な役割を担っている路線であります。</p> <p>つきましては、下記の主要地方道及び一般県道の整備促進が図られますよう、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p>記</p> <p>(1) 主要地方道宮古岩泉線の「岩瀬張橋付近から松の木橋間」の改良整備の促進</p> <p>(2) 一般県道普代小屋瀬線の「年々地区から坂本地区間」の改良整備の促進</p> <p>(3) 一般県道安家玉川線の「年々橋地区から茂井地区間」の改良整備の促進</p>	<p>主要地方道宮古岩泉線の「岩瀬張橋付近から松の木橋間」の改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p> <p>一般県道普代小屋瀬線の改良整備については、「松林～坂本地区間」において、地域の実情にあった1.5車線の道路整備として、平成25年度に事業着手し、これまで事業を推進してきましたが、台風10号により甚大な被害を受けたことから、災害復旧事業を最優先させ、復旧後、引き続き本地区の整備推進に努めていきます。(B)</p> <p>一般県道安家玉川線の「年々橋地区から茂井地区間」の改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	
<p>14 過疎対策事業債枠の拡大について</p> <p>過疎対策事業債は、地域の自主性・主体性を発揮し、自らの創意工夫によって活性化につながる施策の推進や公共的施設の整備への財政措置として創設され、いまや財政力の脆弱な過疎地域になくはならない重要な財源となっております。</p> <p>本町におきましても、厳しい財政状況の中、地域資源を有効に活用した個性豊かな地域づくりと自立できる地域づくりに努めているところであり、平成28年度から5か年を期間とする「岩泉町過疎地域自立促進計画」を策定したところでもあります。</p> <p>こうした中、国が掲げる地方創生を実現すべく「岩泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その戦略の一環として、第三セクターのホールディングス化による事業展開を進めることとしており、本年1月には第三セクター4社を完全子会社とする(株)岩泉ホールディングスを立ち上げたところでもあります。</p> <p>さらには、同社を中心とした産業の振興、雇用の確保等による地方創生事業を強力に進めることとし、国の補助制度を活用した数十億円規模の大型事業（平成28年度から5か年程度にわたる複数事業）が現在計画段階となっております。</p> <p>つきましては、平成28年度以降に過疎対策事業費等の大幅な増加が見込まれますことから、この予算枠の確保等について、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>過疎地域において、地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化による魅力ある就業機会の創出は大変重要な課題であり、そうした施策を推進するに当たり、過疎対策事業債を活用することは、財政力の脆弱な本県市町村の財政負担を軽減するためにも非常に有効です。</p> <p>しかしながら、本事業債については、全国の要望額が地方債計画額を超過する場合には、要望額どおりの同意等が行えない場合も想定されることから、国において所要額を確保するよう、全国過疎地域自立促進連盟を通じて要望を行っているほか、必要に応じて総務省に働きかけるなど、所要額の確保に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B